

入札説明書

件名

令和 8 年 3 月 導入

新潟市マイナンバーカード交付申請支援

システム機器等賃貸借業務

令和 7 年 1 2 月

新潟市 市民生活部 市民生活課

目次

1. 競争入札に付する事項	1
2. 入札に参加する者に必要な要件	1
3. 担当部署	2
4. 入札参加申請等の手続き	2
4.1. 入札参加申請	2
4.2. 入札参加資格確認結果の通知	3
4.3. 入札参加資格の喪失	3
4.4. 入札参加を辞退する場合	4
5. 入札保証金	4
6. 入札及び開札	4
6.1. 調達に関する質問	4
6.2. 入札書の作成	5
6.3. 入札・開札	6
7. 落札者の決定	8
7.1. 落札候補者が複数人であった場合	8
7.2. 落札者の公表等	9
7.3. 落札者決定の取り消し	9
8. 入札の無効	9
9. 契約保証金	9
10. 契約の締結	10
11. 留意事項	10

この入札説明書は、「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、「新潟市契約規則」（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）、本件の調達に係る入札公告（以下、「入札公告」という。）のほか、新潟市（以下、「本市」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

「令和 8 年 3 月導入 新潟市マイナンバーカード交付申請支援システム機器等賃貸借業務」（以下、「本業務」という。）一式(公告番号 新潟市公告第 5 8 8 号)

(2) 履行の内容等

「令和 8 年 3 月導入 新潟市マイナンバーカード交付申請支援システム機器等賃貸借業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行場所

新潟市市民生活部市民生活課が指定する場所

(4) 契約期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで

なお、本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札方法

契約初年度分（令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 か月分）の金額で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。よって、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額の総価）を記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な要件

本件の入札に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は参加させないことができる者、のいずれ

にも該当しないこと。

- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表 2 の 9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (5) 「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」を取得している者であること。

3. 担当部署

本件の入札及び本業務に関する問い合わせや書類等の提出は、次の【図表 3】に記載の所属が受け付ける。

【図表 3. 担当部署】

部署名	新潟市 市民生活部 市民生活課
所在地	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 6 0 2 番地 1 新潟市役所 本館 1 階
電話番号	0 2 5 － 2 2 6 － 1 1 1 3 （直通）
e-mail アドレス	shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp ※ 本件入札事務は「安心・安全推進室」が担当する。 ※ 本件に関し、このアドレスに e-mail を送信する際は、件名に【MYNO 申請支援システム】を含めること。 件名の例：【MYNO 申請支援システム】入札参加申請について

4. 入札参加申請等の手続き

4.1. 入札参加申請

本件の入札参加申請に関する手続きの要件は、次の【図表 4.1.(1)】に記載のとおり。

なお、入札参加者は、次の【図表 4.1.(1)】に記載した要件に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

【図表 4.1.(1)入札参加申請の要件】

区分	要件
(1) 入札参加申請ができる者	「入札に参加する者に必要な要件」を全て満たしており、本市へ証明できる者。
(2) 入札参加申請期限	令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木曜）午後 5 時
(3) 入札参加申請書類と提出方法	次の【図表 4.1.(2)】で示す各種書類について、必要事項を記入・押印のうえ、持参又は郵送のいずれかの方法により、書面にて「3. 担当部署」へ提出すること。 なお、入札参加申請期限までに、【図表 4.1.(2)】に記載した各種書類を提出しない場合は、本件の入札に参加することができない。
(4) 持参による提出の場合	持参により提出する場合は、事前に「3. 担当部署」へ電話で連絡したうえで、入札参加申請期限までの土曜日・日曜日・祝祭日を除く、平日午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。
(5) 郵送による提出の場合	郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札参加申請期限までに必着とすること。

【図表 4.1.(2) 入札参加申請時提出書類】

書類名	様式
ア. 一般競争入札参加申請書	別記様式第 1 号
イ. 機能証明書（機器等明細一覧）	別記様式第 2 号

4.2. 入札参加資格確認結果の通知

本市は、「入札参加申請書」に記載した要件を満たしていることを随時確認したうえで、令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月曜）までに随時、入札参加資格の有無を通知する文書（以下、「入札参加資格確認結果通知書」という。）を、「一般競争入札参加申請書」に記載する「担当者連絡先」の「e-mail」アドレス（下線部を以下、「連絡先 e-mail」という。）宛に送信する。

4.3. 入札参加資格の喪失

本件の入札に参加しようとする者が、次の【図表 4.3.】に記載したいずれかの要件に該当する場合は、本件の入札参加資格を喪失するものとする。

【図表 4.3. 入札参加資格喪失の要件】

区分	要件
(1) 参加資格	本件の「入札参加資格確認結果通知書」に記載する参加資格の有無が「無」である場合。
(2) 資格要件	本件の落札者決定までの間に、前述の「2. 入札に参加する者に必要な要件」で示す資格要件を満たさなくなった場合。
(3) 虚偽	提出のあった入札参加申請書等に、虚偽の記載が認められた場合。

4.4. 入札参加を辞退する場合

入札参加申請後に入札を辞退する場合は、「入札辞退届(別記様式第 6 号)」を、持参または郵送のいずれかの方法により、速やかに提出すること。

5. 入札保証金

「新潟市契約規則」第 10 条第 2 号により、本件の入札保証金は免除する。

6. 入札及び開札

6.1. 調達に関する質問

本件の調達に関する質問の要件は、次の【図表 6.1】に記載のとおり。

【図表 6.1. 調達仕様に関する質問の要件】

区分	要件
(1) 質問受付期限	令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木曜）午後 5 時
(2) 様式	質問の様式は、「質疑書（別記様式第 3 号）」を用いること。「質疑書（別記様式第 3 号）」を用いない質問は受け付けない。
(3) 質疑書の送付先	「3. 担当部署」へ e-mail で行うこと。 なお、質疑書の電子ファイルは暗号化して、e-mail にファイルを添付し、事前に「3. 担当部署」へ暗号化の方法やパスワードを連絡すること。
(4) 回答の書式	受け付けた質問と回答を本市で取りまとめ、一覧表形式で作成した回答書を、本件の「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた者全員の「連絡先 e-mail」宛に、令和 7 年 1 2 月 1 6 日（火曜）までに適宜回答書を送付するほか、別途新潟市ホームペ

区分	要件
	ージ（くらし・手続 > 届出・証明 > 募集情報（住民記録・戸籍業務関連））に掲載する。 なお、質問者が特定できる情報等を省略したうえで、質問と回答の内容を伝える

6.2. 入札書の作成

入札参加者は、入札書の作成にあたり、以下の記載を考慮すること。

(1) 入札書等の記載事項

本件の入札書に記載する要件は、次の【図表 6.2.(1)】に記載のとおり。

【図表 6.2.(1) 入札書の記載事項要件】

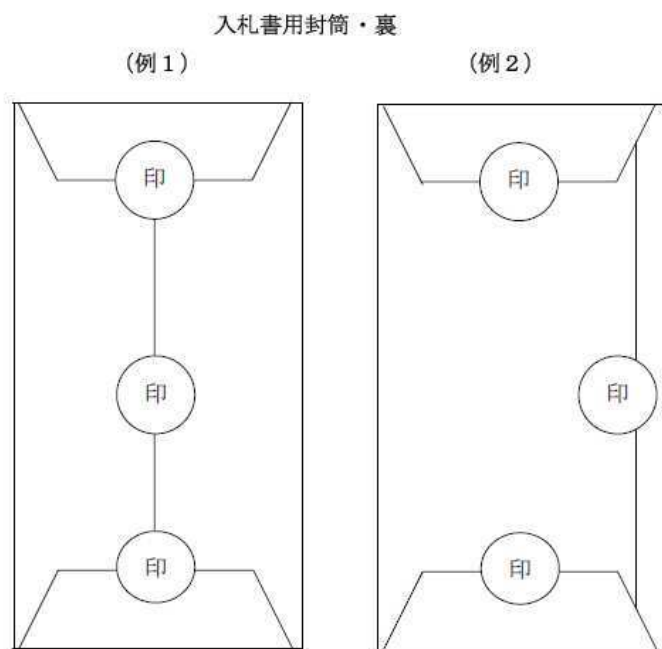
区分	要件
ア. 住所・氏名等	入札参加者の住所、会社（商号）名、入札者氏名を記載し、押印を行うこと。 なお、外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。次の「イ.受任者」についても同じ。
イ. 受任者	代理人が入札する場合は、前述の「ア.住所・氏名等」に加え、受任者となる代理人の氏名を記載し、押印を行うこと。
ウ. 入札金額	本業務は、36 か月の長期継続契約であるが、入札書の金額欄には、契約初年度（月額×1 か月）に要する金額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。
エ. 使用する言語	入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。 また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
オ. 記載事項の訂正	入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。 なお、記載にあたっては、鉛筆や摩擦熱で消えるボールペン等、容易に訂正できる文房具を用いないこと。 また、委任状についても同様とする。

(2) 入札書等の封筒と封かん

- 入札書は、任意の封筒に入れ、その封皮に入札の日付・品名・入札参加者の氏名（法人にあつてはその名称又は商号）を記載すること。

- 入札書を入れた封筒は、封かん（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目1辺につき1か所ずつ封印（押印）を行うこと。使用する印については、前述の「ア．住所・氏名等」の規定に準ずる。
- 封かんの方法は、次の【図表 6.2.(2)】を参考にする事。
- 郵便により入札する場合も、同様の方法で封かんすること。ただし、入札書の他に、本市から交付された「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを同封すること。
- 郵便による場合は、二重封筒となるよう外封筒に入れ、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きすること。
- 郵便による場合で、委任状を提出する場合は、外封筒に同封すること。

【図表 6.2.(2)入札書用封筒の封かん】



6.3. 入札・開札

本件の入札の要件は、次の【図表 6.3.】に記載のとおり。

入札参加者又はその代理人は、本書、仕様書及び規則など、本件の入札に関する資料を熟知のうえ、入札をすること。

【図表 6.3.入札・開札の要件】

区分	要件
(1) 入札ができる者	本件の「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参

区分	要件
	加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者または代理人（民法上の復代理人を含む）。
(2) 入札・開札日時	令和7年12月25日（木曜）午前11時30分開始 なお、入札・開札の場所は、入札の開始時刻約10分前に開場する予定である。
(3) 入札・開札場所	新潟市役所 本館2階 契約課入札室
(4) 入札方法	入札参加者は、入札書（別記様式第4号）を提出すること。 また、本市が指定する日時までに入札しない場合は、本件の入札を辞退したものとする。
(5) 持参による入札	上記(2)(3)の指定する日時・場所に、入札書を入札・開札場所へ持参すること。
(6) 郵送による入札	郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合は、令和7年12月24日（水曜）午後5時までに、「3. 担当部署」へ必着とすること。
(7) 入場時	入札参加者は、入札・開札場所に入場する際に、社員証等の身分を示すものを入札担当者へ提示のうえ、入札担当者へ本件の「入札参加資格確認結果通知書」の写し及び名刺を提出すること。 なお、代理人が入札する場合は、「委任状（別記様式第5号）」を合わせて提出すること。
(8) 入退室の制限	入札・開札場所には、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者・代理人（民法上の復代理人を含む）だけが入室することができる。 ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認める。 また、入札参加者は、入札開始から終了までの間、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札・開札場所を退室することはできない。
(9) 入札の中止又は延	不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、

区分	要件
期	又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、開札を中止し、又は開札期日を延期することがある。
(10) 抽選	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定する場合がある。
(11) 開札	開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
(12) 再入札	再入札は、初回の最低入札価格未満の価格で行う。
(13) 低入札価格調査	本件の入札に関して、業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、落札保留とし、調査のうえ落札者を決定する。 なお、調査対象となった当該入札参加者は、本市の求めに応じて、積算根拠や履行体制等について確認できる資料を提示すること。 なお、調査の結果、履行困難と判断したときは、当該入札参加者を失格とする場合がある。

7. 落札者の決定

本入札において有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

落札者は本契約の予定者となるが、本契約に係る予約の権利は本市が有する。

なお、落札者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合には、落札の予定を取り消し、本契約を締結しないものとする。

7.1. 落札候補者が複数人であった場合

落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじをひかない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員が、該当する者に代わってくじ引きを行う。

7.2. 落札者の公表等

落札者の決定後、直ちにその旨を落札者に通知するとともに、新潟市ホームページ（くらし・手続 > 届出・証明 > 募集情報（住民記録・戸籍業務関連））にて公表する。

7.3. 落札者決定の取り消し

落札者と決定した者が、契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札者の決定を取り消すものとする。

8. 入札の無効

本件の入札について、次の【図表 8.】に該当する場合は、該当の者が行った入札を無効とする。

【図表 8.入札の無効要件】

区分	要件
(1) 無資格	競争に参加する者に必要な資格がない者及び代理権のない者がした入札した場合。
(2) 識別不明	入札書等の記載事項中で、入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい場合。
(3) 複数入札	入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。
(4) 不正入札	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった場合。
(5) 虚偽入札	提出書類の虚偽等により、公正さを疑うに足る相当な理由があると認められる場合。
(6) 未到着	入札公告において示した入札書等について、「入札書提出期限」までに到着しなかった場合。
(7) その他	入札公告等において示したその他入札に関する条件に違反した場合。

9. 契約保証金

「新潟市契約規則」第33条及び「物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領」の2により、契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。

ただし、「新潟市契約規則」第 34 条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。
- 過去 2 年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

10. 契約の締結

(1) 契約の締結

本市は、「令和 8 年 3 月導入 新潟市マイナンバーカード交付申請支援システム機器等賃貸借業務契約書(案)」(以下、「契約書」という。)を契約条項の原案とし、落札者と契約書に関する協議を行った後に、本業務委託契約の締結に関する手続きを行う。

落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に挙げる日を除く。）以内の間に本業務委託契約を締結すること。ただし、災害発生等の特別な事情があると本市が認めるときは、契約の締結を延伸することができる。

(2) 言語・通貨

本業務の契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約の停止等

本件の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続きに基づく苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(4) 支払いの条件

本市は、仕様書に示す履行報告書の納品を契機に、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払うことを原則とし、本市と落札者の間で支払いに関する協議を行った後に契約書で定める。ただし、前払い金は支払わない。

11. 留意事項

(1) 入札参加に関する費用

本件の入札に関して、入札参加者が入札参加のために要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 資料受領後の確認連絡

入札参加者は、本市から通知及び資料を受領した後、速やかに内容を確認し、受領できたことを必ず連絡すること。

(3) 入札書等の引換えや変更

入札参加者又はその代理人は、一度入札した書類の引換え、変更、取消しをすることができない。

(4) 期限

本市が指定した日時を過ぎて到着した入札参加申請書や入札書等は、いかなる理由があっても無効とする。

(5) 入札参加者名に関する問い合わせ

本書で定める質問手続以外の問い合わせ（入札参加者数及び入札参加者名等に関する質問）には、一切応じない。

(6) その他

本調達は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。